



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

**Q** 最近テレビで、消費税アップに伴い年金生活者に対し給付金がもらえるという内容の放送を時々みかけます。どんな制度なのか、どんな人がもらえるのか詳しく教えてください。

**A** 昨年10月1日から消費税が2%アップしました。そのことにより生活が困窮しないよう、年金収入額や所得の低い方々に生活の支援を行うものです。

老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者の基礎年金受給者を対象としています。サラリーマンの方々などは厚生年金に入っているのが基礎年金には入っていないと勘違いしますが、基礎年金の二階部分に厚生年金がありますので、ご自身の加入している年金を今一度ご確認ください。

## 【老齢年金生活者支援給付金】

次の(1)～(3)すべてに該当している方です。

- (1) 65歳以上の老齢基礎年金の
- (2) 同一世帯の全員が市町村民税非課税である
- (3) 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が879,300円以下である

(給付額)

月額5,000円を基準に保険料納付期間等に応じて算出され、①と②の合計額です。

- ① 保険料納付済期間に基づく額＝  
5,000円×保険料納付期間/被保険者月数480月
- ② 保険料免除期間に基づく額＝  
10,834円×保険料免除期間/被保険者月数480月

(給付額の例)

納付済月数が480月、免除期間がない場合

- ① 5,000円×480/480＝5,000円
- ② 10,834円×0/480＝0円 合計5,000円

## 【障害年金生活者支援給付金】

次の(1)～(2)すべてに該当している方です。

- (1) 障害基礎年金の受給者である
- (2) 前年の所得が4,621,000円以下である

(給付額)

障害等級2級 月額5,000円  
障害等級1級 月額6,250円

## 【遺族年金生活者支援給付金】

次の(1)～(2)すべてに該当している方です。

- (1) 遺族基礎年金の受給者である
- (2) 前年の所得が4,621,000円以下である  
(遺族年金等の非課税収入は所得には含まれません)

(給付額)

月額5,000円(2人以上子がいても同額)

※遺族基礎年金は18歳未満の子を扶養している親に支給される年金です。

(支給されない時)

- (1) 日本国内に住所がないとき
- (2) 年金が全額支給停止のとき
- (3) 刑事施設等に拘禁されているとき

※(1)又は(3)の場合は年金事務所に届出が必要

この給付金は、市町村長からの所得情報により支給要件に該当するか判定されますので基本的に添付書類は不要となります。また、この給付金は2年目以降は手続きなしで、要件に該当する限りずっともらえる給付金となります。

ただ、物価変動により給付額に変動があり、給付金の改定があれば「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

(お問い合わせ)

年金生活者支援給付金専用ダイヤル  
0570-05-4092 又は 03-5539-2216

今回の消費税の増税は細かい決まりが難しく、本当に税収が増えたのか疑問です。もっとシンプルな制度を考えてくれると助かります。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980